

第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び  
被害者の保護等に関する基本計画

(素案)

令和6年 月

山梨県



# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定と進行管理	3

## 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等	4
2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識	8

## 第3章 計画の内容

1 基本的な考え方	12
2 基本目標	13
3 施策の体系	14
4 具体的な施策	
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	
重点目標1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	15
重点目標2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	18
重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	21
基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実	
重点目標4 誰もが安心して相談できる環境の整備	26
重点目標5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮	33
重点目標6 被害者への配慮	35
重点目標7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	37
重点目標8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	39
重点目標9 こどもに対する適切な支援の実施	41
重点目標10 保護命令に対する適切な支援と対応	43
基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化	
重点目標11 被害者に寄り添った包括的な支援	45
重点目標12 就業支援の充実	49
重点目標13 住宅確保に係る支援の充実	51
基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化	
重点目標14 関係機関のネットワークの充実	53
重点目標15 市町村・国との連携強化	55

重点目標 16 民間団体等との連携と協働	57
重点目標 17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	59
重点目標 18 調査研究の推進	60
5 数値目標	61

## 資料編

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	64
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱	88
○ 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱	92
○ DV被害者支援の主な流れ	94
○ 相談窓口等一覧	95



「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」



「女性に対する暴力をなくす運動」  
(毎年 11 月 12 日～11 月 25 日)

女性に対する暴力根絶のシンボル  
～パープルリボン～

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

このため、DVを防止し、被害者を保護するため、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年（2004年）12月、DVの定義拡大や保護命令制度の拡充の他、国による基本方針の策定や都道府県による基本計画の策定が義務付けられる法改正が行われたことを受け、本県においても、平成17年（2005年）12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定し、総合的な施策を推進してきました。

その後、複数回にわたるDV防止法の改正や、国の基本方針を踏まえ、DV防止計画も数回にわたり改定を実施しており、現在は「第4次DV防止計画」（計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、関係機関と連携を強化しながら、DVを許さない社会の実現を目指して様々な施策を推進しています。

このたび、現行計画の計画期間が満了することから、令和2年（2020年）および令和5年（2023年）のDV防止法一部改正の趣旨を踏まえ、引き続き総合的かつ効果的な施策を推進するため、「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定することとしました。

## ◆◆◆ 本計画における定義等 ◆◆◆

### ◆ 「配偶者」「配偶者等」とは

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。平成25年度（2014年度）の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

山梨県では、法律の根拠を必要としない様々な施策については、夫婦間や生活の本拠を共にする交際相手間の暴力だけではなく、恋人等の親しい関係間における暴力（以下「デートDV」という。）を含め対応しているため、本DV防止計画では、法の対象となっていない恋人等を含む場合には「配偶者等」と表記します。

### ◆ 「配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス DV）」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「邀任に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。

なお、保護命令制度については、「身体に対する暴力」「生命・身体に対する脅迫」「自由・名誉・財産に対する脅迫」が対象となります。警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」が対象となります。

### ◆ 「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年（2001年）4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設です。

県では、平成14年（2002年）4月に女性相談所（R6.4.1～女性相談支援センター）を中心的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年（2006年）4月には男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）を相談対応を行う補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

## 2 基本理念

DV防止法の基本的考え方に基づき、次のような社会を目指し、施策を推進していきます。

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

## 3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、「第5次山梨県男女共同参画計画」及び「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」との整合性を図っていきます。

## 4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、大規模な法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

## 5 計画進行管理

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告するとともに、行政機関・関係機関・民間団体等で構成される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」（以下、「関係機関連絡協議会」という。）での意見交換・情報共有・連携を図りながら進行管理を行います。

# 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

## 本県の現状

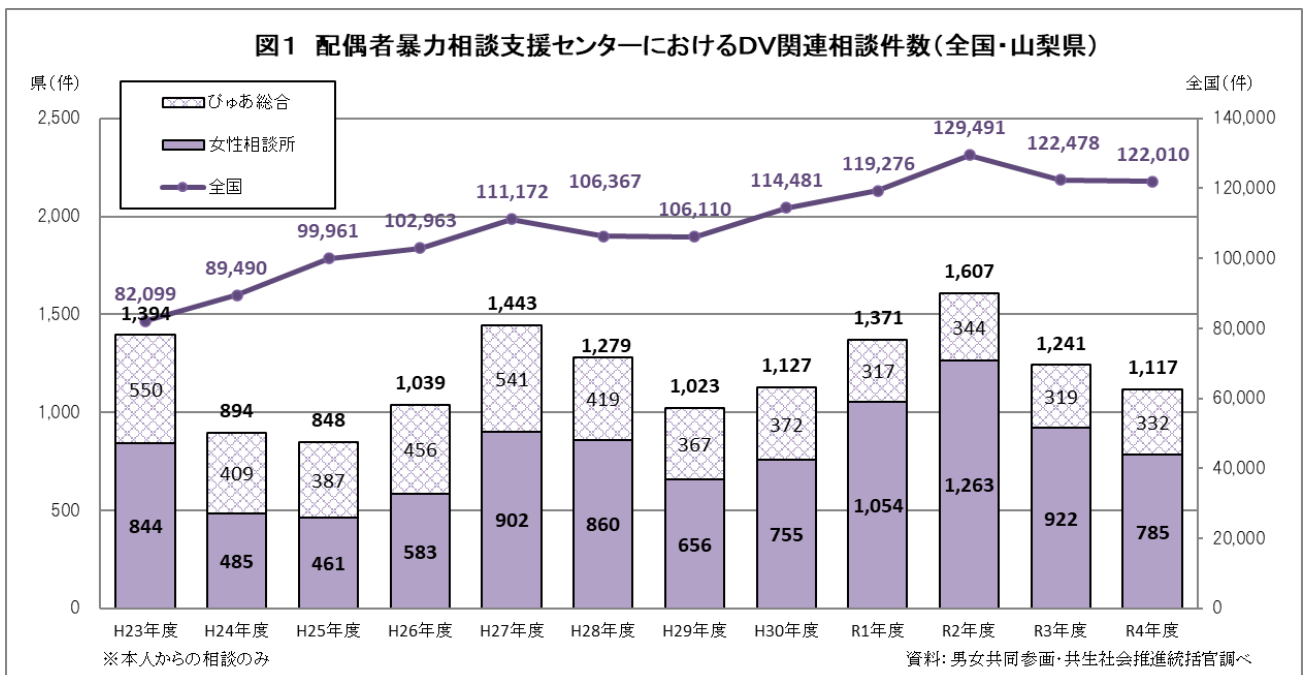
- 配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する近年の相談件数は年間 1,000 件以上  
外国人、障害者、高齢者等からの相談（属性多様）  
交際相手からの暴力に関する相談も一定数（デートDV）
- 一時保護を行った被害者の半数以上は子どもを同伴
- 夫婦間の暴力の現場を2割近くの子どもの目撃
- DVを受けていながらも「どこ（だれ）」にも相談していない人が半数
- 精神的暴力がDVであるという認識が希薄
- 男女間の暴力の防止に対する主な県民ニーズは、  
「身近な相談窓口の増加」や「家庭や学校における教育」
- DV防止計画の策定市町村数は 21 市町村（R6.3 現在）

## 1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等

### (1) 相談の状況

#### ① 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県では、DV防止法に基づき、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDVに関する相談件数は、平成26年度以降は年間1,000件を超える高い件数で推移しています。また、全国においても令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。〈図1〉





※件数は延べ件数、本人からの相談のみ

図2：山梨県における相談の内訳（令和4年度）

DVに関する被害者と加害者との関係 ※加害者との関係別構成割合（下記グラフ参照）

	合計	内訳(男女別)			内訳(加害者との関係)					
		女性	男性	その他	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
					婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
来所	245	242	3	0	158	4	0	83	0	0
電話	872	859	13	0	712	7	3	143	7	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,117	1,101	16	0	870	11	3	226	7	0

相談者の年齢 ※年齢別構成割合（下記グラフ参照）

性別	施設名	区分/年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
女性	女性相談所	来所	1	17	48	45	24	8	0	0	143
		電話	1	35	144	159	80	67	0	140	626
	びゅあ総合	来所・電話	0	8	77	135	73	16	20	3	332
男性	女性相談所	来所	0	0	0	3	0	0	0	0	3
		電話	0	1	1	3	2	0	0	6	13
	びゅあ総合	来所・電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	全体	合計	2	61	270	345	179	91	20	149	1,117

「びゅあ総合」…男女共同参画推進センターびゅあ総合

障害者である被害者からの相談件数

	合計	内訳(男女別)			内訳(障害内容)				
		女性	男性	その他	知的障害	精神障害	身体障害		その他の障害
							聴覚・平衡機能	肢体不自由	
来所	17	17	0	0	0	12	1	4	0
電話	42	42	0	0	0	34	2	5	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	59	59	0	0	0	46	3	9	1

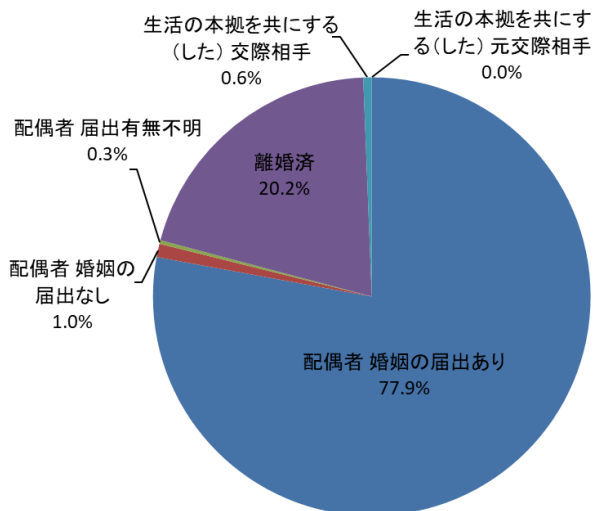
日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	合計	内訳(男女別)			内訳(言語)		
		女性	男性	その他	タイ語	韓国語	中国語
来所	6	6	0	0	2	2	2
電話	5	5	0	0	2	2	1
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	11	0	0	4	4	3

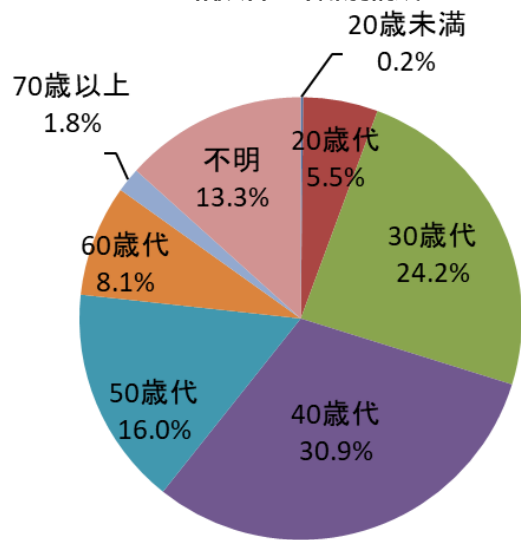
交際相手からの暴力に関する相談件数

合計	女性	男性	その他	うち通報
31	22	0	0	4

加害者との関係別構成



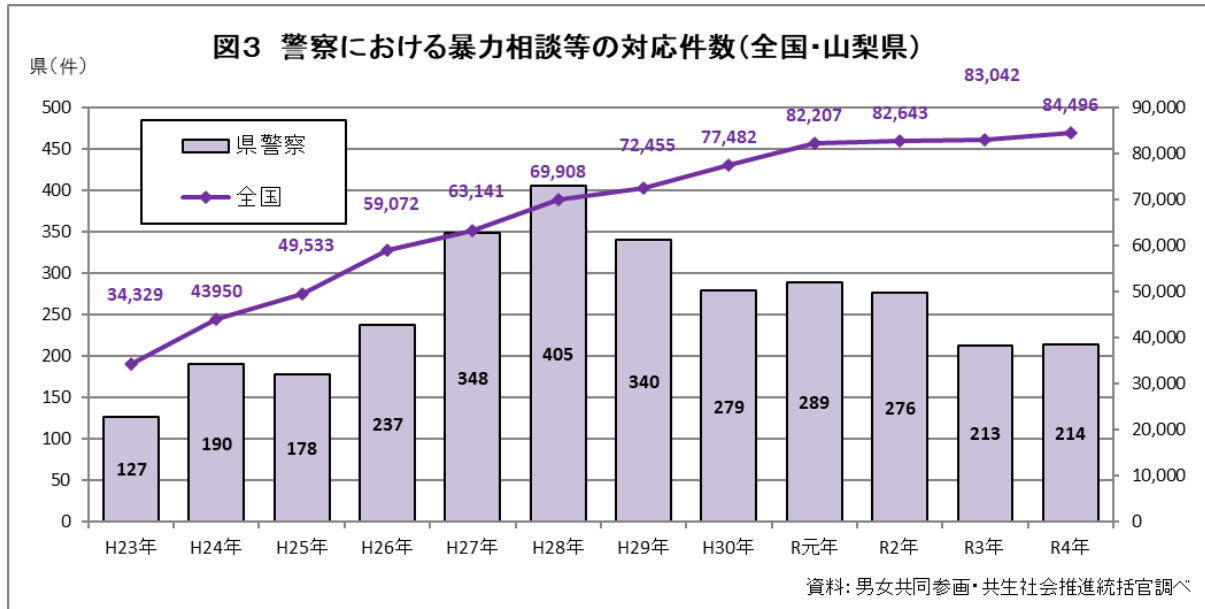
相談者の年齢別構成



資料:男女共同参画・共生社会推進統括官調べ

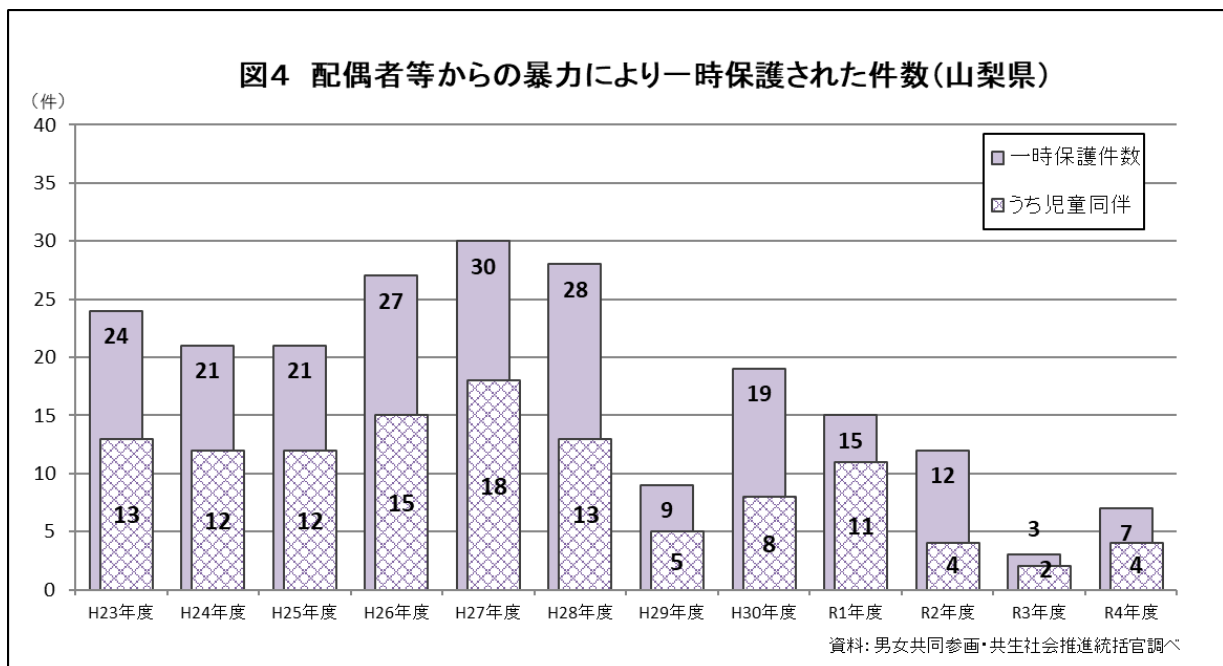
## ② 警察における対応状況

DVに関する相談等は、警察の総合相談室や各警察署でも対応しています。警察がDV等に関する相談を受け対応した件数は、平成28年を境に減少し、近年は200件台で推移しています。一方、全国における対応件数は増加傾向にあります。〈図3〉



## (2) 一時保護の状況

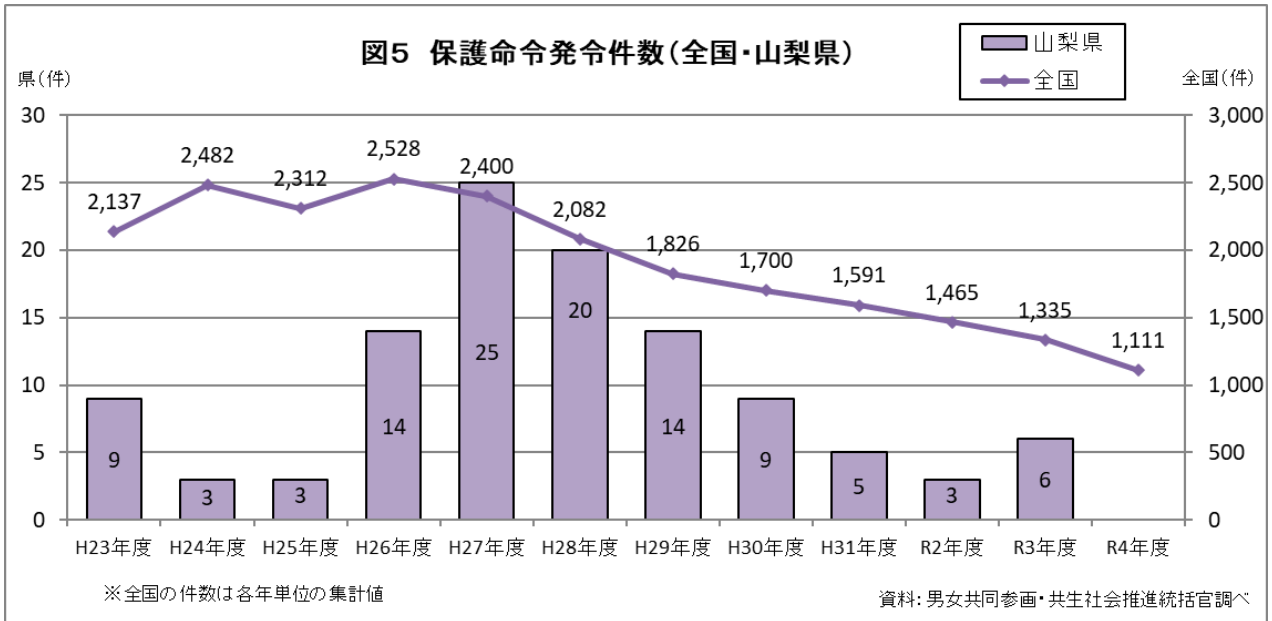
緊急に保護を必要とする場合には、被害者本人の意思に基づき、被害者及び同伴する家族の一時保護<sup>※1</sup>を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っています。近年、DVを理由とする一時保護は減少傾向にありますが、子どもを同伴する割合は半数以上という傾向にあります。〈図4〉



※1 一時保護とは…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう女性相談所で一時的に行う保護です。

### (3) 保護命令の状況

甲府地方裁判所管内で出された保護命令※2 件数は、平成 27 年度以降、減少傾向にあります。また、全国における推移も減少傾向にあります。〈図5〉



※2 保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の子への電話等禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の6つの種類があります。

## 2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識

令和2年度に県が実施した男女共同参画に関するアンケート調査（以下「県政モニター」という。）において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人（女性152人、男性123人）に、DVの実態等について質問しました。

### (1) 配偶者からの被害経験等

令和2年度県政モニターによると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人275人（女性152人、男性123人）のうち、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性40.8%、男性17.1%という状況にあります。また、暴力の現場を子どもが目撃していたケースは2割近く、被害者の相手方が子どもに同じような行為をしたケースも1割を超えています。〈図6〉

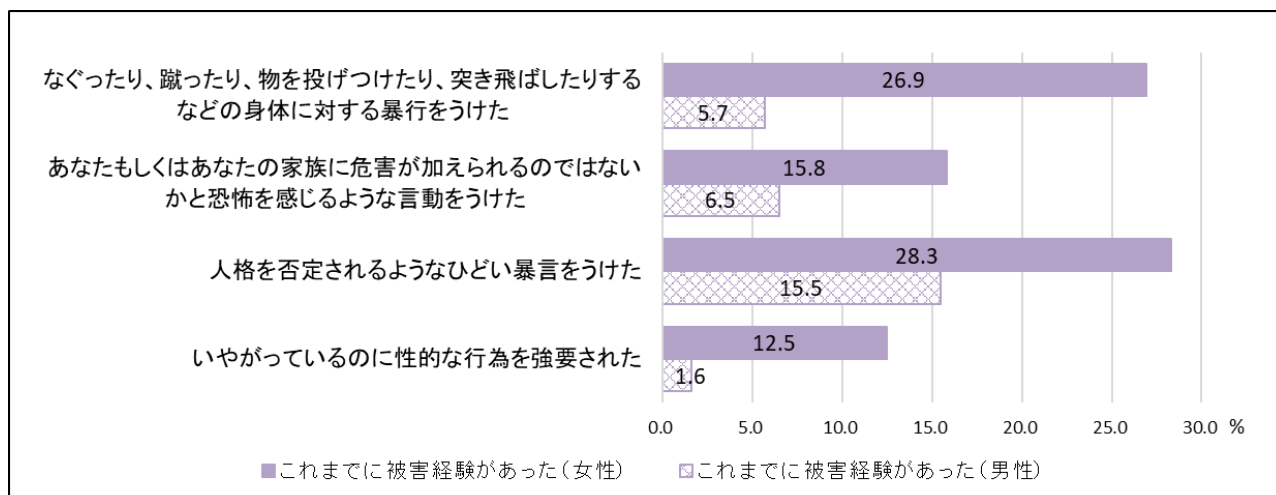
図6：配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人（山梨県）

性別	質問対象 人数 (A)	DV被害の経験が ある人 (B)	命の危険を感じた ことがある (C)	子どもが目撃して いた (D)	子どもに同じよう な行為をした (E)
女性	152人	62人 (40.8%)	7人 (11.3%)	10人 (16.1%)	10人 (16.1%)
男性	123人	21人 (17.1%)	0人 (0.0%)	4人 (19.0%)	1人 (4.8%)
全体	275人	83人 (30.2%)	7人 (8.4%)	14人 (16.9%)	11人 (13.3%)

資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

- (A)：調査で既婚（事実婚含む）、離別、死別と回答した人
- (B)：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）
- (C)：(B)欄のうち相手の行為によって命の危険を感じたことがある
- (D)：(B)欄のうち行為を受けた時に18歳未満の子どもが目撃していた
- (E)：(B)欄のうち、その相手が18歳未満の子どもに同じような行為をしたことがある

図7：暴力の行為別に見た男女別被害状況

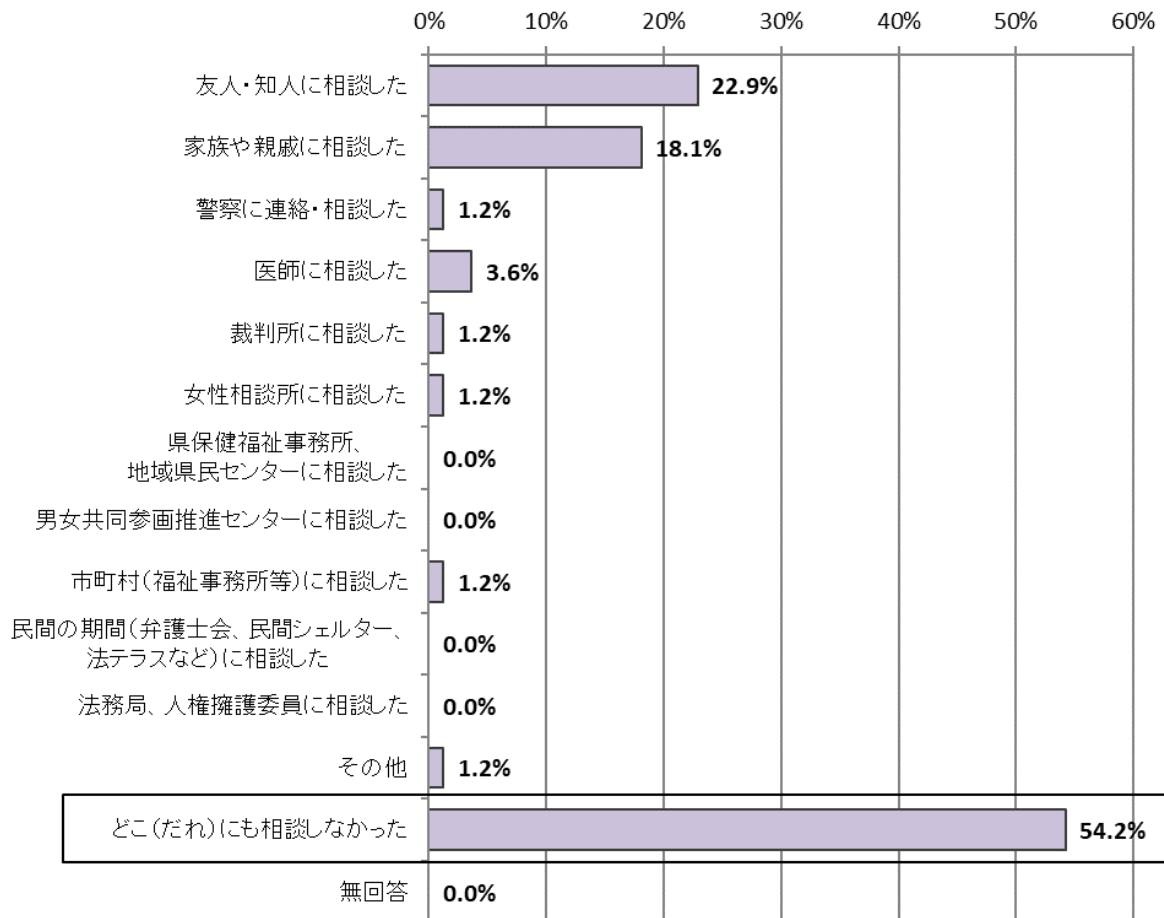


資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

## (2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先

配偶者から受けた行為については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が54.2%と最も多いことから、いまだ潜在的な被害が多いことが伺えます。また、相談先としては「友人・知人」に相談した人が22.9%と最も多く、ついで「家族・親戚」が18.1%となっています。配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、男女共同参画推進センター）や警察等の公的機関への相談は少ない状況です。〈図9〉

図9：配偶者からうけた行為の相談先



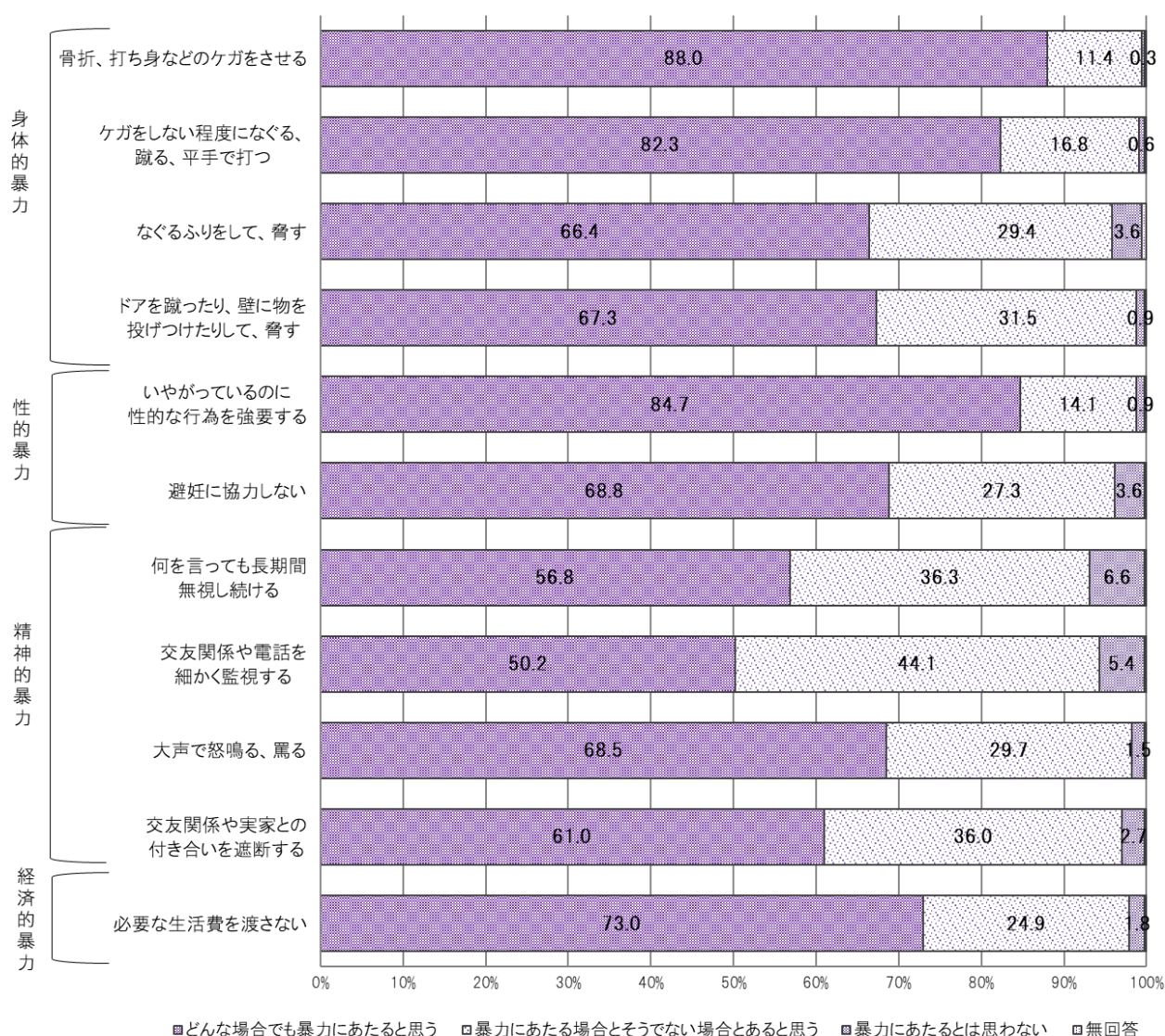
資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」



### (3) 配偶者からの暴力に関する認識

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、80%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が50%台である状況です。精神的暴力については身体的暴力に比べて暴力であるという認識が低いなど、暴力の種類によって暴力に対する認識に差があります。〈図10〉

図10：配偶者からの暴力に関する認識

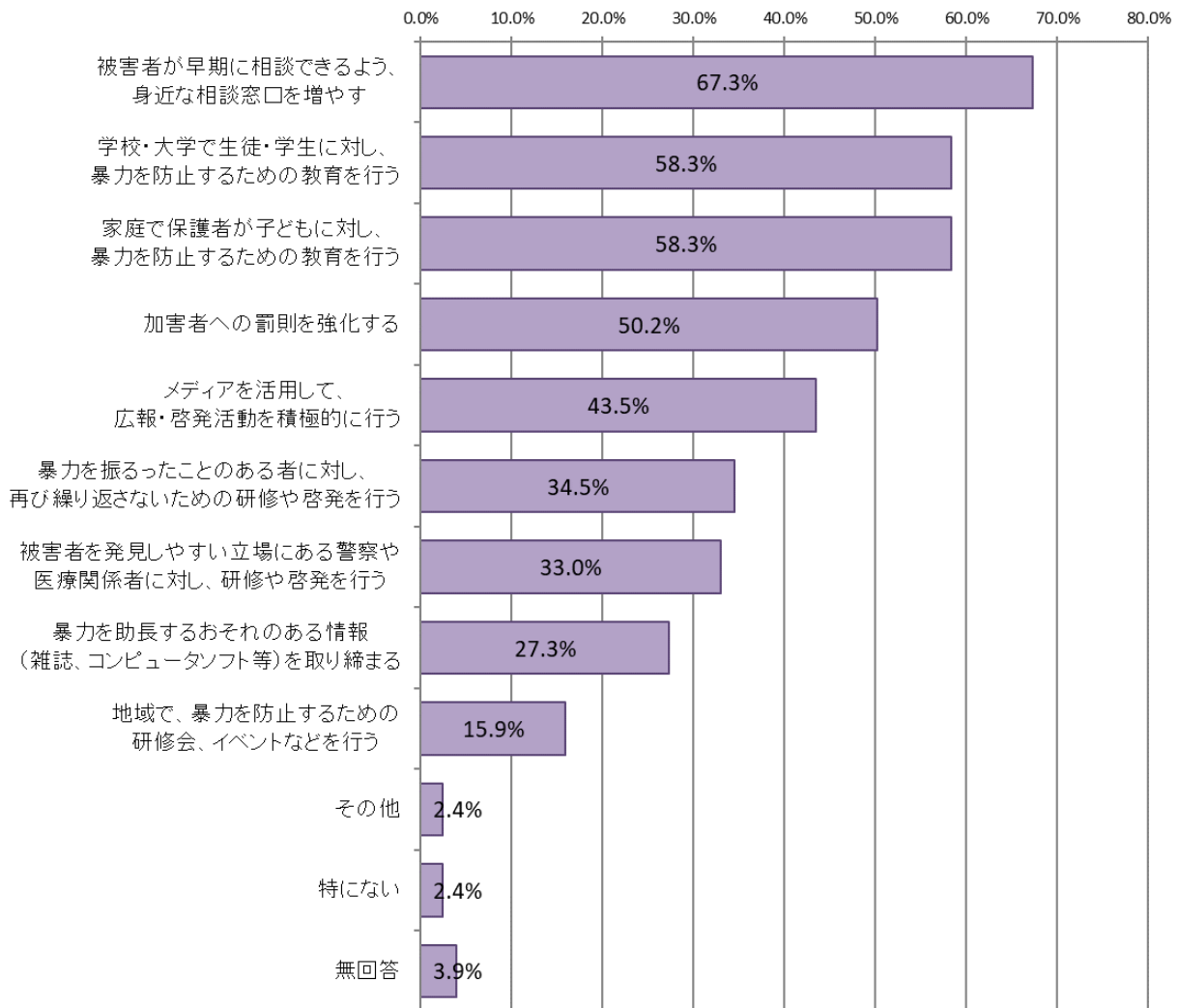


資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

#### (4) 暴力を防止するために必要だと思うこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、続いて、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性を指摘する回答が多くなっています。〈図11〉

図11：男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか



資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

#### (5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況

平成19年の法改正により、市町村においてもDV防止計画の策定が努力義務とされました。県内市町村においては、令和5年度末現在では21市町村が策定済です。

## 第3章 計画の内容

### 1 基本的な考え方

DV防止に向けては、これまでDV防止計画に基づきDV等の防止に向けた周知・啓発や2ヶ所の配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、相談・支援の充実等に努めてきたことにより、徐々にDV等防止に関する理解や相談機関等の周知が図られてきています。

しかし、DVを受けていながらも、どこ（だれ）にも相談していない人が半数近くいることや、本人はもとより周囲の家族や友人などを含めて、精神的暴力や性的暴力、経済的な暴力もDVであるという認識、親しい関係においても必ず言語での同意を得ることが他者を尊重することであるという認識が十分でない等の現状があります。

また、家庭内の身近な間柄だけでなく恋人間での暴力もDVと位置付けられます（デートDV）。親しい間柄である故に外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向があり、羞恥心や恐怖心から被害を訴えることを躊躇することや、被害者が相談によって二次被害を受けたり被害者に原因や責任があると誤解されたりした経験から相談に踏み切れないこともあるため、被害を受けたり被害を発見した場合には、安心して相談機関等へつなぐことができるよう、相談機関の周知やDVについての正しい意識啓発が重要です。

さらに、複数の問題を抱える被害者の存在や相談内容の複雑化、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等、多様な被害者への対応の重要性が高まっているという実態もあります。そのため、あらゆる被害者のそれぞれの状況に応じた適切な支援を行うため、相談員等の資質向上を図ることが必要です。

加えて、一時保護される被害者の半数以上が子を同伴していることや夫婦間の暴力の現場を目撃している子どもが2割近くおり、DVの目撃は子どもへの心理的虐待にあたるるとともに直接子どもが暴力の対象となる事例もあることから、DVと密接な関連があるとされる児童虐待を防止し被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化され、同伴する子に対する学習支援や心身のケアに取り組むことが重視されています。

そして、度重なる暴力により心身に大きなダメージを負った被害者が、相談や一時保護を終えた後、心身を回復し自立して生活できるよう、切れ目なく被害者に寄り添った包括的な支援を行っていくことが求められています。

このため、本計画では、これまでの取り組み、近年の「DV防止法」一部改正の趣旨、令和5年に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨も鑑み、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、4つの基本目標と18の重点目標を設定し、各施策を総合的に展開することにより、被害にあわれた方の安全確保と安心して心身の健康の回復に取り組める環境を整備しつつ、県民一人ひとりがDVの問題について関心を深め、社会全体で「DVを許さない社会の実現」を目指します。



## 2 基本目標

第1章で掲げた基本理念の実現に向け、第4次DV防止計画と同様に次の4つの基本目標を定めます。

### **基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進**

DV被害の潜在化やDVについての認識が不足していることなどの現状から、県民に対する意識啓発を推進し、被害の早期発見を図り、DVを容認しない社会の実現を目指します。

### **基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実**

DV相談件数が依然として高い件数で推移していることや、多様なDV被害者への配慮が必要とされていることなどの現状から、誰もが安心して相談することができ、迅速に安全・適切な保護を図れるよう、被害者に寄り添った相談・保護体制の充実に努めます。

### **基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化**

被害者のこどもへも影響があることや、被害者が一時保護後等に孤立してしまうこと、度重なる暴力により被害者は心身に大きなダメージを負い、自立への阻害要因となっていることなどの現状から、被害者に寄り添い、自立に向けて切れ目のない包括的な支援の強化・充実に努めます。

### **基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化**

基本目標Ⅰ～Ⅲを実施するためには、一つの機関だけで対応することは困難であるため、幅広い分野にわたる関係機関がそれぞれの強みを生かし、効果的に施策を推進できる連携体制の強化を図ります。

### 3 施策の体系

本計画では、4つの基本目標の下に18の重点目標を設定し、さまざまな施策を推進していくこととします。

基本目標	重点目標	施策の方向
<b>I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進</b>	1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	(1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応
	3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	(1) 若年層に対する意識啓発の推進 (2) 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施 (3) 学校における教育等の実施
<b>II 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実</b>	4 誰もが安心して相談できる環境の整備	(1) 相談につなげる体制強化 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 女性相談支援員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実
	5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮	(1) 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実
	6 被害者への配慮	(1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底
	7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	(1) 相談員等の資質向上のための取組実施 (2) その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施
	8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	(1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実
	9 こどもに対する適切な支援の実施	(1) 心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実 (2) こどもが安心して生活できる環境整備
	10 保護命令に対する適切な支援と対応	(1) 保護命令制度への対応
<b>III 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化</b>	11 被害者に寄り添った包括的な支援	(1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) 被害者の自立に向けた切れ目のない支援 (3) 民間団体等と連携した包括的・継続的な支援 (4) 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援 (5) その他被害者への適切な情報提供・連携
	12 就業支援の実施	(1) 就業支援機関の活用 (2) 就業に向けた情報提供・助言
	13 住宅確保に係る支援の充実	(1) 住宅への入居支援
<b>IV 施策推進のための連携体制の強化</b>	14 関係機関のネットワークの充実	(1) 関係機関連絡協議会等の充実 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化
	15 市町村・国との連携強化	(1) 市町村における施策推進のための情報提供・支援 (2) 国の施策の情報提供・連携
	16 民間団体等との連携と協働	(1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	(1) 苦情の適切かつ迅速な処理
	18 調査研究の推進	(1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究

## 4 具体的な施策

### 基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進

#### 【重点目標1】 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成

##### 現状と課題

DVを許さない社会を実現するためには、性別や年齢等を問わず県民一人ひとりがDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解し、いかなる暴力も絶対に許さない、見過ごさないという意識を共有することが大切です。

DV防止に関しては、これまで講演会や研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布、企画展示、出前講座の実施など、広く県民に周知啓発を行っているところです。

しかしながら、身体的暴力に比べ、精神的暴力、経済的暴力及び性的暴力については依然として暴力であるという認識が低い傾向にあり、DVに関する正しい認識が、県民に十分に浸透しているとは言えません。

県民一人ひとりのDV防止に対する理解を深め、DVを許さない社会を実現していくためには、今後もあらゆる機会を活用し、関係機関と連携して広く周知啓発を行う必要があります。

また、被害者は女性だけでなく男性の場合もあることや、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを併せて周知する必要があります。

#### 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施

##### ■ 多様な広報媒体を活用した周知・啓発

- ・ テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、SNSなどの多様な広報媒体を活用し、DV被害、またDV加害の防止に向けた周知や啓発を行い、DVはダメ・DVを許さない・気づいたらすぐ相談という県民意識の醸成を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

##### ■ 啓発パンフレット等の作成及び配布

- ・ パンフレットや相談機関等を掲載したカードを学校や病院、関係機関等へ配付するとともに、講演会やイベント等あらゆる機会を捉えて配布し、周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報啓発

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から11月25日）に、企画展示やライトアップ等、各種広報啓発を集中的に実施します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

### ■ 学習機会等の提供

- ・ DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

### ■ 企業や団体、地域等における周知・啓発の促進

- ・ 市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 男女共同参画推進センターは、地域におけるDV防止に向けた理解の促進を図るため、DVやデートDVの防止にスポットをあてた出前講座を実施する等の周知・啓発を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて企業や団体等に対しDV防止に関する啓発や情報提供を実施します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）



ひろげる・つなげる・むすびあう

## やまなしパープルリボンプロジェクト



「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として関係機関や民間機関（団体）等と連携し、県民への企画展をはじめとする周知・啓発や県民向け講演会、教職員向け研修会の開催など、様々な取り組みをしています。



DV防止啓発の一環として、パープルリボンに合わせて紫色にライトアップした県庁舎



パープルリボンを使ったツリーやパネルを展示した企画展  
(男女共同参画推進センターぴゅあ総合)

### 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～11月25日）中の取組一例

#### <県民を対象にしたDV防止の講演会>



<DV防止啓発パンフレットと相談機関を掲載したカード>

## 【重点目標2】 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実

### 現状と課題

DVは家庭内などで行われることが多く、外部からの発見・介入が困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から、支援を求めることをためらう事例もあります。

被害を深刻化させないためには、被害を発見しやすい立場にある医療関係者や教育機関、市町村、保健所、地域の民生委員・児童委員などによる早期発見に向けた体制づくりとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において通報を受けてからの対応が重要となります。

このため、啓発資料を作成し関係機関等へ配布するとともに、被害の早期発見と適切な対応が図られるよう研修等において周知を図っていますが、今後も引き続き、関係機関等に対し理解と協力を求めていく必要があります。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動が行われている場面に遭遇した際、暴力を看過することなく、暴力の継続を防ぎ、加害者に知られないよう相談支援機関を教示することや配偶者暴力相談支援センターに通報することなどを広く県民に啓発し、被害者が適切に保護される社会的土壌を構築していくことが重要です。

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察においても、被害者の状況等を踏まえ、関係機関等の中で相互に連携を図っていく必要があります

### 早期発見に向けた体制づくり

#### ■ 県民への周知等

- 被害者を発見した場合には、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるよう、パンフレットや相談機関を掲載したカードを作成し、講演会やイベント等において通報の必要性や方法等について、広く県民へ周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- 潜在的な被害者の早期発見や被害の未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

(子育て政策課)

### ■ 医療機関等への周知等

- ・ 医療関係者等に対しては、被害者を発見したときの通報先や相談機関等についての啓発資料を配布するとともに、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等を通じてDV防止啓発講演会への参加等についても情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 医療機関（病院、診療所、助産所等）においては、各種研修会等の機会を通じて従事者等に啓発パンフレット等を配布し、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

(医務課)

### ■ 教育機関の連携・対応

- ・ 児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 学校の教職員に対し、児童生徒の虐待に関する留意事項やDVの特性、こどもや被害者に対する配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 市町村・保健所・教育機関、民生委員等の地域における見守り

- ・ 市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、パンフレットや相談機関を掲載したカード等を配付するとともに、研修会や講演会等を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ DVの被害は養育環境等において乳幼児に与える影響が大きいことから、市町村や保健所における公衆衛生担当者等を対象とした研修会等において情報提供を行い、DV被害の早期発見、相談体制等の支援ができるように周知します。

(子育て政策課)

### ■ 見守り体制づくりに向けた連携

- ・ DVを未然に防止し、被害の早期発見から通報、相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等を通じ市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員、民間団体等との連携強化に努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 通報への適切な対応

### ■ 配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び男女共同参画推進センターぴゅあ総合）へ被害者以外から通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、被害者に対する危害が急迫している場合には、配偶者暴力相談支援センターは警察と連携して被害者の安全確保を図ります。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に当たると思われる場合は児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合は市町村と連携して適切な支援を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- ・ 医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターは、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

### ■ 警察における対応

- ・ 県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。

（警察本部）

- ・ 通報やパトロール等によりDVを認知した場合には、DV防止法をはじめとした各関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害発生防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。

（警察本部）

- ・ 被害相談を受けた際には、危険性・切迫性の判断の参考に資するため「危険性判断チェック票」を活用した対応を行います。

（警察本部）



## 【重点目標3】 若年層等への教育及び周知・啓発の推進

### 現状と課題

内閣府が令和3年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代に交際相手から暴力被害（いわゆるデートDV）を受けた人の割合は、身体的暴力だけでも女性が7.5%、男性が3.8%となっています。若年層における交際相手からの暴力は、身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、また、望まない妊娠のリスクや将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた若年層への教育や啓発等が重要です。

DVを未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育等を進めることが必要です。

また、人権教育においては、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にまで現れるようにすること等が求められています。

これまで、デートDV防止のため、児童生徒・教職員に対する研修会等を実施してきましたが、今後も暴力の深刻化を防ぎ、将来にわたる暴力を未然に防止するため、若年層への教育・啓発についてより一層の充実と教職員や警察等職務関係者の理解の促進を図る必要があります。

### 若年層に対する意識啓発の推進

#### ■ 若年層に対する啓発の推進

- ・ 中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座を実施するなど、様々な方法・広報媒体を活用して周知・啓発を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、関係機関や民間団体との連携を図りながら、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を集中して実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 男女共同参画推進センターは、関係機関や民間団体と連携・協力して、デートDV防止のための出前講座を行うなど、DV防止に向け、正しい理解の促進を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、若年層への教育や啓発の必要性について周知を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 看護師等養成所等にパンフレットを配布し、教員の協力を得て、将来の看護師等を目指す学生に対して周知啓発を行い、DV被害の未然防止に関する理解促進に努めます。

(医務課)

### ■ 保護者への理解の促進

- ・ 学校(学級)通信や広報を通じて、保護者に交際相手からの暴力(デートDV)防止を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

## 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施

### ■ 教職員を対象とした研修会の開催

- ・ 人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力(デートDV)」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命(いのち)の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関連する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道德意識を高める教育を実施します。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 警察、行政職員等への研修会の実施

- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害<sup>※1</sup>を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 学校における教育等の実施

### ■ 人権教育等の実施

- ・ DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)
- ・ 学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないように、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)
- ・ 相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 情報モラル教育の推進

- ・ 情報化社会において SNS 等を通じた人権侵害（デジタル性暴力等を含む）を防止するため、児童生徒が携帯電話（スマートフォン）やインターネットについて正しい知識を持ち、適切な使用ができるよう各学校において携帯電話（スマートフォン）やインターネットに関わる情報モラル教育を実施するよう教員研修会等を通じて周知します。  
(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 人権侵害の早期発見に向けた取組

- ・ 各学校において、いじめ実態調査等を実施し、デートDVや性暴力等と疑われる事案の把握と被害の早期発見・早期対応に努めます。  
(特別支援教育・児童生徒支援課)

※1 二次的被害・・・被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いんじゃないの」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど、被害者に二次的な被害を与えてしまうことです。

## デートDVに関する教育・啓発等の一例

### ◆◆◆ デートDV防止啓発パンフレット ◆◆◆



- ◆ デートDV防止啓発パンフレットを作成し、学校現場等の協力を得て、県内の高等学校の全新生入等に配付するほか、関係機関へ配布しています。

### ◆◆◆ 教職員向け研修会 ◆◆◆



- ◆ 教職員を対象として研修会を開催し、デートDVをはじめとするDVに関する問題について理解を深め、学校における教育の充実を図っています。

### ◆◆◆ DV・デートDV相談促進動画 ◆◆◆

- ◆ 自分がしていること、されていることがDV・デートDVだと気づいていない潜在的な被害者(加害者)や、相談を躊躇している被害者に向け、若年層にもわかりやすい内容で動画を作成し、山梨県公式YouTubeチャンネルで発信しています。

動画：山梨STOP DV/デートDV  
～わたしとカレのちよもやについて～  
(5分4秒)



<https://www.youtube.com/watch?v=3wP4zk14-Zc>

## コラム 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

この方針を踏まえ、文部科学省では子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

### ◆生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

### 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

### 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施するほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施します。

### 主な教材の内容

#### 【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



#### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

各段階の教材・指導の手引きは、文部科学省のホームページよりダウンロードできます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.htm)





## 基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実

### 【重点目標4】 誰もが安心して相談できる環境の整備

#### 現状と課題

本県の配偶者暴力相談支援センターのDVに関する相談件数は、年間1,117件（R4年度）、警察における相談対応件数は214件（R4年）という状況にあり、相談内容も複雑・多様化しているため、配偶者暴力相談支援センター、警察、関係機関が連携して被害者の相談等に対応しています。女性相談支援センターでは被害者に対する医学的または心理学的な支援等も行っています。

しかし、DVの被害を受けていながら「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人が、被害者の半数近くいるため、引き続き相談窓口に関する情報を広く周知するとともに、市町村、保健所、医療機関等、地域の身近な窓口の充実に向けた取組等を支援していくことが必要です。

今後も、相談件数の増加及び相談内容の多様化、複雑化に対応していくため、相談員等の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、誰もが安心して相談・保護体制をより一層充実させていく必要があります。

#### 相談につなげる体制強化

##### ■ 相談窓口の周知・広報

- 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターや公的施設の窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- 被害者が手に取りやすい場所へDVの相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 性暴力被害の相談窓口について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 精神保健福祉センターは、自殺に対する正しい知識や対応方法、こころの悩み相談に応じる相談窓口、ひきこもりに関する相談窓口、依存症に関する相談窓口や支援機関等について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行います。

(健康増進課)

- ・ 国が実施している24時間受付で電話・メール・チャットでの相談が可能な「DV相談プラス」について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

### ■ 相談体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、DV相談機関として中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターびゅあ総合や市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。

(子ども福祉課)

- ・ 相談に訪れた女性の傷ついた精神や身体が癒やされるような温かみのある相談場所を確保し、本人の思いを受け止めた相談支援を行います。

(子ども福祉課)

### ■ 男性も相談しやすい環境整備

- ・ 男女共同参画推進センターぴゅあ総合は、男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口において、DVに関する事案についても電話による相談対応を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（内閣府男女共同参画局）」を活用し、男性被害者の相談に対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、県のホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。

(子ども福祉課)

### ■ 災害時における体制整備

- ・ 女性相談支援センターは、災害時において適切な対応ができるよう、マニュアル等を作成し相談体制を整備します。

(子ども福祉課)

- ・ 災害時において、各避難所等において相談窓口が確保され、その周知がされるよう、市町村に働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 県及び関係機関との連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 男女共同参画推進センターぴゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談支援センターにつなぎます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 女性相談支援員等による適切な支援

### ■ 女性相談支援員等<sup>※1</sup>による支援

- ・ 女性相談支援員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」等の活用や事例検討等を行い、被害者の問題を解決し、より良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



- 女性相談支援員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 女性相談支援員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### <各配偶者暴力相談支援センターの取り組み>

		中心的な配偶者暴力相談支援センター		補完的な配偶者暴力相談支援センター	
		女性相談支援センター		男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	
		実施の有無	実施内容	実施の有無	実施内容
相談	電話	○	月曜日～金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) 9時～20時	○	土日・祝日を含む毎日 (第2・第4月曜日、年末年始を除く) 9時～17時
	面接	○	月曜日～金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) 9時～17時	○	土日・祝日を含む毎日 (第2・第4月曜日、年末年始を除く) 9時～16時
一時保護		○	・面接相談からの一時保護 ・休日・夜間における緊急の一時保護 ・公的機関での手続き等同行支援	—	・被害者の安全確保について緊急性を認めた場合には、女性相談支援センターと連携
医学的・心理学的援助		○	・精神科医師による医療相談や心理士による心理相談等	—	
保護命令制度を利用するための支援		○	・申立書作成支援	○	・申立書作成支援
自立支援		○	・各種情報提供 ・生活再建のための関係機関連携	○	・女性相談支援センターとの連携による各種情報提供
居住・保護施設等利用のための援助		○	・各種情報提供	○	・各種情報提供
センターから社会への情報発信		○	・HPでの相談窓口等情報発信 ・DV防止に関する講座等での発信	○	・男女共同参画推進センターとしてのDV防止に関する講座等の実施

※1 女性相談支援員等とは・・・

配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する相談や援助を行う相談員を指します。

## 警察における支援

### ■ 被害者が相談しやすい環境の整備

- 被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。  
(警察本部)

### ■ 関係機関との連携

- DVが行われていると認めた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。

(警察本部)

- 被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し保護措置等を行います。  
(警察本部)

### ■ 各種措置の検討・実施

- DVが行われていると認めた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等、警察が取り得る各種措置について被害者に説明します。

(警察本部)

- 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。

また、刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。

(警察本部)

- 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。

(警察本部)

## ■ 援助の申し出への対応

- ・ 被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。

- ①被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の説明
- ②加害者に住所又は居所を知られないようにするための措置
- ③被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置
- ④その他適当と認める援助

(警察本部)

- ・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。

(警察本部)

## 地域における相談体制の充実

### ■ 相談窓口の充実

- ・ 「こころの健康相談統一ダイヤル」を開設し、24時間365日、メンタル不調の方や生きることが辛いと感じるほどの悩みを抱えている方からの相談対応を行います。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、自殺防止センターを設置し、心の悩みを抱える人に対する相談支援、自殺対策に関する情報発信を行うほか、関係機関・団体と連携しながら自殺防止対策に取り組めます。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある本人や家族等からの電話や来所相談に応じ、必要に応じて医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、依存症相談窓口を設置し、アルコール、薬物、ギャンブルなど様々な依存に関するお困りごとについて電話や来所による相談対応のほか、当事者のグループミーティングや家族教室を開催するなど、当事者やそのご家族の支援を行います。

(健康増進課)

### ■ 市町村等相談窓口の充実

- ・ 市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 市町村や保健所等、地域の保健業務を所管する部署が相談を受けた場合に、その担当者が被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるよう、母子保健従事者研修会や保健所母子保健担当者会議等の機会を通じて、パンフレット等の配付により情報提供を行います。

(子育て政策課)

- ・ 女性相談支援センターは、「配偶者からの暴力 相談の手引き (内閣府)」や「女性相談支援員 相談・支援指針 (厚生労働省)」を市町村等において相談に携わる関係者と共有し、相談支援に活用します。

(子ども福祉課)

## 【重点目標5】 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮

### 現状と課題

被害者からの相談にあたっては、被害者の年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、プライバシーの保護、安全・安心の確保等、被害者の人権に配慮した対応を行う必要があります。

外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等は、相談機関等の必要な支援の情報が届きにくいことがあり、被害の潜在化が危惧されるため、

あらゆる被害者の立場に立った支援を行うことができるよう、関係機関と連携して情報提供や適切な相談・支援に努める必要があります。

### 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実

#### ■ 相談につなげる体制整備

- ・ 女性相談支援センターは、ホームページに英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレット等を掲載し、外国人へのDVの被害等に関する理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

(子ども福祉課)

- ・ 英語を併記した相談機関を掲載したカードを作成し、外国人に対しての相談窓口に関する情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 市町村・市町村障害者虐待防止センターにおいて行う障害者の虐待相談などについて、啓発リーフレットを作成して広く周知し、早期相談を呼びかけます。

(障害福祉課)

- ・ 市町村が設置している地域包括支援センターにおいて行う高齢者等の支援について、県ホームページ等で広く周知し、早期相談を呼びかけます。

(健康長寿推進課)

- ・ 女性相談支援センターは、性別に関わらず、DV被害者の相談に対応していることを県ホームページ等で周知します。

(子ども福祉課)

#### ■ 相談体制の充実

- ・ 女性相談支援センターは、外国人からの相談に対応するため通訳の確保を行うほか、必要に応じて入国管理局や外国人支援団体と連携を図る等、適切な対応を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

#### ■ 市町村と連携した支援等

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 高齢者への虐待防止を図るため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や事例検討会の開催を行います。

(健康長寿推進課)

- ・ 市町村、市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携による障害者虐待防止への適切な対応を図ります。

(障害福祉課)

## 【重点目標6】 被害者への配慮

### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護に携わる関係者は、DV被害の特性や被害者の心身の状況・環境等を十分理解した上で、被害者への対応を行う必要があります。

相談員等による不適切な言動・対応によって、被害者に二次的被害を発生させることがないよう十分に配慮するとともに、加害者や第三者に避難先を突き止められ危害を加えられることなどがなく、被害者の情報保護には十分な配慮が必要です。

DVの被害に対する理解を深め、被害者への適切な支援を行うことができるよう相談員等を対象とした研修の実施及び情報提供等を行っていますが、今後もより一層の被害者の立場に立った対応を行っていく必要があります。

### 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底

#### ■ 相談員等<sup>※1</sup>の適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。  
(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)
- ・ 人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。【再掲】  
(男女共同参画・共生社会推進統括官)
- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。【再掲】  
(男女共同参画・共生社会推進統括官)

※1 相談員等とは…

配偶者暴力相談支援センターにおける相談員、市町村の女性相談支援員・窓口担当者、警察、学校における担当職員も含まれます。本計画においては、以下「相談員等」と言います。

■ 個人情報保護の徹底の周知

- ・ 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



## 【重点目標7】 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上

### 現状と課題

DVの被害者は、性暴力や児童虐待、障害、経済的な問題、交際関係にある同性間での暴力などの複数の事情を抱えている事例もあります。

このため、相談員等は関係法令・制度等に対する幅広い知識を習得することや先入観を持たずジェンダー平等の視点に立ち被害者の心身の状況に配慮した対応方法等を習得することが重要です。

これまでも、配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、民間団体等を対象とした研修会や講演会、事例検討会の実施や相談員等の専門研修受講等により、相談員等の資質の向上を図っていますが、今後もより一層の相談体制の充実を図るための取組が必要です。

### 相談員等の資質向上のための取組実施

#### ■ 相談員等の育成

- 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 警察は、DVの特性等に関する理解を深め、適切な対応を行うため、職員に対する研修の実施及び人材の育成等を行います。

(警察本部)

- ・ 国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 組織的対応の推進

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組みます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施

### ■ 教職員を対象とした研修会の開催 【再掲】

- ・ 人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関連する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道德意識を高める教育を実施します。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 警察、行政職員等への研修会の実施 【再掲】

- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 【重点目標8】 緊急時の安全確保及び一時保護の充実

### 現状と課題

DVは、身体や生命に危険が及ぶ可能性がある行為であり、被害者の保護にあたっては、被害者の安全を第一に考え迅速に対応することが重要です。

このため、被害者の状況から加害者に危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して被害者の安全の確保を行うことが必要です。

また、被害者やその同伴する家族がDVから逃れ、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターが一時保護を実施しています。

一時保護所においては、DV被害等により傷ついた入所者が個々の生活空間で心身を休め、緊張と不安を緩和する空間とするため、同伴する家族の有無等、入所者の多様な状況に応じて適切な保護ができるような体制の充実と加害者の追求等から被害者の安全が確保できる施設の整備が求められます。

### 緊急時における安全の確保

#### ■ 連絡体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 被害者及び同伴者の安全確保

- ・ 女性相談支援センターは、市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保のため、警察との連携の必要性について確認を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察による援助を依頼し被害者の安全確保を図ります。

(子ども福祉課)

## 一時保護体制の充実

### ■ 一時保護機能の充実

- ・ 女性相談支援センターは、一時保護について、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。

また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、被害者のニーズに応じた支援計画を作成し市町村等と連携して自立に向けた支援を行います。

(子ども福祉課)

### ■ 被害者への医学的・心理的な支援

- ・ 女性相談支援センターは、被害者や同伴する家族の疾病や心身の健康状態に応じて、精神科医による医療相談や臨床心理士等による心理相談を行います。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、必要に応じて、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を図り、被害者の心身の状況に応じて安定に向けた支援が受けられるようにします。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、被害者が性的な被害による心的外傷等を抱えている場合は、同被害の対応について専門的な知見を有し被害直後からの支援を総合的に行うやまなし性暴力被害者サポートセンターと早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。

(子ども福祉課)

### ■ 広域的連携の実施

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の安全確保を図るため、他都道府県への一時保護を行う必要がある場合は、広域的な連携を図ります。

(子ども福祉課)

## 【重点目標9】 こどもに対する適切な支援

### 現状と課題

DVによる一時保護では、半数程度の被害者が子を同伴しており、令和2年度（2020年度）に実施した県民意識・実態調査によると、「相手からの行為を受けた時、こども（18歳未満）の目撃はあったか」という質問に対しては、16.9%の人が目撃していたと回答しています。また、「相手は、こどもに対して同じような行為をしたことがあるか」という質問に対しては、13.3%の人が「あった」と回答しています。

このような行為を目撃したこどもは心理的なダメージを受けており、それに加えて転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい状況にあるとともに、児童虐待を受けている可能性もあることから、こどもへの心理的ケアと児童虐待被害の早期発見・早期介入に向けた支援が実施されるよう、今後も更なる児童相談所との密接な連携を図る必要があります。

現在、一時保護中でも同伴する子の教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所において学習支援を行い、被害者には同伴する子の就学・保育等に関する情報提供を行っています。

また、保育・教育関係者に対しては、DV被害の特性や配慮が必要な事項等の周知徹底を図り、こどもの心のケア等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じて支援を行っています。

今後も、DVがこどもへ与える影響を十分に考慮し、関係機関が連携して、一人ひとりのこどもに寄り添った、きめ細かい支援を行っていくことが必要です。

### 心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実

#### ■一時保護に同伴する子への対応

- ・ 女性相談支援センターは、児童相談所及び市町村と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子について、必要な支援が受けられるよう適切に対応します。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子の状況に応じた生活及び学習支援が行える体制を整えます。

(子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努めます。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

## こどもが安心して生活できる環境整備

### ■ 関係者への周知徹底

- ・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度（P32 及びDV防止法参照）の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 情報等の適切な管理

- ・ こどもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とそのこどもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係機関との連携

- ・ 教育委員会及び学校は、こどもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 接近禁止命令や電話等禁止命令（P32 及びDV防止法参照）が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)



## 【重点目標 10】 保護命令に対する適切な支援と対応

### 現状と課題

保護命令とは、DV防止法に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の子への電話等禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の56つの種類があります。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、保護命令に関する制度の周知、申立てへの支援のほか、警察と連携した安全確保等を行っています。

また、警察においても関係機関と連携した速やかな対応及び被害者の意思を踏まえたうえで各法令を適用した措置等を講じています。

しかしながら、被害者は身近な者が加害者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立て等をためらうことも見受けられることから、今後も事案に応じて制度の活用に向けた適切な支援を行っていくことが必要です。

### 保護命令制度への対応

#### ■ 配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供、関係機関との連携を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。

なお、被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの対応を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



### ■ 警察における対応

- ・ 裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者の保護を徹底します。また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。

(警察本部)

- ・ 保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係する警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。

(警察本部)

- ・ DVの事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをためらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。

(警察本部)

## 基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化

### 【重点目標 11】 被害者に寄り添った包括的な支援

#### 現状と課題

被害者は度重なる暴力により、加害者と離れた後も心理的なダメージが大きく、心身に大きな影響が及んでいることも少なくありません。

このため、生活再建のために必要な支援として、各種福祉制度の活用や生活全般にわたる様々な支援等に関する情報提供を行っています。

被害者が自立して生活するために必要な制度や公的サービスについて、被害者に関する個人情報の管理に細心の注意を払い、被害者の状況や意思を十分に確認した上で、関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。

特に市町村は、住民に最も身近な行政主体として継続的な支援を行うため、窓口の明確化及び市町村内の関係窓口間の連携等により、被害者の自立を支援する体制を整えることが求められます。

また、一時避難後も被害者が心身を癒やし、暴力によって失われた尊厳を回復し、被害者同士や支援者がつながりを持てるような居場所づくりなど、被害者に寄り添い民間団体等と連携して切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

### 福祉制度を活用した支援の実施

#### ■ 各種福祉制度の活用

- ・ 保健福祉事務所に相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設への入所、生活保護の適切な適用を行い被害者の自立を支援します。

(子ども福祉課)

- ・ 母子・父子自立支援員は、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する情報提供及び支援を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや庁内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 被害者の自立に向けた切れ目のない支援

### ■ 生活再建を支えるアフターケアの実施

- ・ 一時保護等を行った当事者が地域での生活を安定して営めるよう、定期的な状況確認等を行うフォローアップの取組を進めます。

(子ども福祉課)

### ■ 女性自立支援施設の設置に向けた検討

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨や規定に沿った女性自立支援施設の設置に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。

(子ども福祉課)

### ■ 母子生活支援施設の充実にに向けた検討

- ・ 本県における母子生活支援施設の充実に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。

(子ども福祉課)

## 民間団体等と連携した包括的・継続的な支援

### ■ 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施

- ・ 継続した生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所（シェルター）において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。

(子ども福祉課)

### ■ 当事者の集いや居場所の提供等の促進

- ・ 民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えています。

(子ども福祉課)

- ・ 被害者等が、DV等によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援

### ■ 支援情報の提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、こどもの就学や保育・子育て支援、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備 【再掲】

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努める。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係者への周知徹底 【再掲】

- ・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 情報等の適切な管理 【再掲】

- ・ こどもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とそのこどもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係機関との連携 【再掲】

- ・ 教育委員会及び学校は、こどもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)

## その他被害者への適切な情報提供・連携

### ■ 生活全般にわたる情報提供・支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、医療保険や年金等に関する情報、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 地域における継続的な支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 【重点目標 12】 就業支援の充実

### 現状と課題

被害者の自立を支援するうえでは、被害者の経済的基盤を確保することが重要です。これまで、公共職業安定所、職業訓練施設等の関係機関と連携して、就業に向けた情報提供、助言等を行うなど、被害者それぞれの状況に応じた支援を行っています。

今後も関係機関が連携して、被害者に対する就業支援の情報提供や各種制度の活用について働きかけを行うなど、より一層の支援の充実を図ることが必要です。

### 就業支援機関の活用

#### ■ 就業相談などの制度の活用

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、こどものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター<sup>※1</sup>における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 雇用関連サービスの提供

- ・ 「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」<sup>※2</sup>において、被害者に対して就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」<sup>※3</sup>による就職情報の提供などにより、就労支援を行います。

また、「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」では、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。

(労政人材育成課)

#### ■ 職業訓練施策による支援

- ・ DVによる被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るため、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。

また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。

(労政人材育成課)



- ・ 被害者の就労や収入増につながるよう、IT関連やDXなどデジタル化の進展に対応したスキルアップに資する講座や職業訓練等を実施します。

(労政人材育成課)

## 就業に向けた情報提供・助言

### ■ 就業に向けた情報提供・助言

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、雇用保険の制度等について被害者に対し情報提供を行い、必要に応じて制度の利用を促します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

---

※1 母子家庭等就業・自立支援センターとは…

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う施設です。山梨県内では甲府市の山梨県母子父子福祉センター内にあります。

※2 やまなし・しごと・プラザ及びやまなし・しごと・プラザ サテライトとは…

キャリアカウンセリングや生活・就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介など若者から中高年齢者まで、幅広い年齢層の就職を支援しています。やまなし・しごと・プラザは、甲府市のJA会館内に、やまなし・しごと・プラザ サテライトは、富士吉田市の富士山駅ビル「Q-ST A」3階にあります。

※3 やまなし就職応援ナビとは…

県内企業が参加する合同就職説明会や就職セミナーなど就職に役立つ情報を提供しています。

**【重点目標 13】 住宅確保に係る支援の充実****現状と課題**

被害者が新たな場所で生活を始めるためには、住宅の確保が必要です。しかし、被害者の中には、経済的な理由等から住宅の確保が難しい場合があります。

こうした点を踏まえ、被害者の状況に応じた住宅の確保に向けての情報提供、県営住宅への優先入居等、被害者が自立して生活するための住宅の確保に係る支援を行っています。

今後は、県営住宅だけではなく、市町村営住宅や民間賃貸住宅についても被害者が円滑に入居できるよう、被害者の状況に応じた情報提供等を行っていく必要があります。

**住宅への入居支援****■ 県営住宅を活用した入居支援**

- 被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。

(住宅対策室)

- 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸<sup>※1</sup>数の確保を図ります。

(住宅対策室)

**■ 市町村営住宅入居に対する支援**

- 被害者が市町村営住宅へ優先入居できるよう市町村に対し働きかけを行うとともに、制度運用に関する情報提供を行います。

(住宅対策室)

**■ 民間賃貸住宅への入居制度に対する支援**

- 被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるようセーフティネット住宅<sup>※2</sup>の登録を促進します。

(建築住宅課)

### ■ 住宅の確保に係る情報提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。

(建築住宅課、住宅対策室)

※1 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸とは…

県営住宅の目的外使用制度とは、本来の用途又は目的を妨げない限度において、特にやむを得ないと認められる場合に県営住宅の使用を許可する制度ですが、この制度を活用しDVの被害者で住宅に困窮している方に対して一時使用を許可し、当面の生活の場を提供するものです。

※2 セーフティネット住宅とは…

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、DV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。

## 基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化

### 【重点目標 14】 関係機関のネットワークの充実

#### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立支援等には、ひとつの機関だけで対応することは困難であり、様々な関係機関が関わる必要があります。

各関係機関が緊密に連携し、相談、一時保護、自立支援等の様々な段階において、共通認識を持ちながら、被害者の支援を行うことが重要です。

これまでも、関係機関連絡協議会や実務者会議等において、関係機関の連携に努めていますが、関係機関連絡協議会が法定協議会となることもあり、今後も関係機関相互の連携を強化し、より一層、被害者支援のためのネットワークの充実を図っていく必要があります。

#### 関係機関連絡協議会等の充実

##### ■ 関係機関連絡協議会の開催

- ・ 県、市町村、民間団体等による関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、DVに関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

##### ■ 実務者会議等の開催

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の相談・保護・自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、研修や事例検討を行います。

(子ども福祉課)

## 被害者支援のためのネットワークの強化

### ■ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、市町村等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所、民間団体等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 地域ネットワークの充実

- ・ 地域で被害者に直接接する機会が多い市町村や保健福祉事務所、警察署等に働きかけ、地域におけるネットワーク会議等を行い、地域単位での支援ネットワークの構築を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 【重点目標 15】 市町村・国との連携強化

### 現状と課題

平成 19 年のDV防止法の改正により、市町村においてDV防止計画の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが努力義務とされ、県内市町村においては 21 市町村がDV防止計画を策定済（R5.3 現在）です。

地域に根ざした、きめ細かな支援を行うためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が重要です。

計画が未策定の市町村に対しては、広域的な観点からDV防止計画の策定等に向けた働きかけや助言・情報提供の支援等を行っていますが、被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう、今後も様々な機会を捉えて市町村DV防止計画の策定等に向けた支援を行うことが必要です。

また、市町村内の各相談窓口間の連携が図られ、DV被害の早期発見と継続した支援につながるよう市町村への支援の推進が必要です。

### 市町村における施策推進のための情報提供・支援

#### ■ 市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進

- 市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 窓口における円滑な手続きの推進

- 被害者の負担軽減等を図るため、市町村内における手続きの一元化等について、会議、研修等を通して働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)



### ■ 人材育成に向けた支援

- ・ 市町村が実施する施策が円滑に進むよう、DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、実務者会議等を開催し、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で市町村担当者の資質向上を図ります。

(子ども福祉課)

## 国の施策の情報提供・連携

### ■ 国の施策の情報提供・連携

- ・ 国の動向や実施施策について注視し、常に関係機関や民間団体等と情報を共有し連携します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 国が実施している24時間受付で電話・メール・チャットでの相談が可能な「DV相談プラス」について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや庁内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 【重点目標 16】 民間団体等との連携と協働

### 現状と課題

被害者それぞれの状況に適切に対応し、きめ細かな支援を行うためには、配偶者暴力相談支援センター等と民間団体等が連携を図ることが重要です。

女性相談支援センターは、関係機関連絡協議会への出席や各種研修会・講演会等への参加の呼びかけなどを行い、民間団体等との連携に努め、民間シェルターへの一時保護委託も行っています。

今後も民間団体等との連携の促進に向けて、相互に必要な情報を共有するなど、緊密な関係を構築していくことが必要です。

### 民間団体等との連携の促進

#### ■ 関係機関連絡協議会を通じた連携

- ・ 関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、民間団体等にDVに関する問題について理解と協力を働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

#### ■ 実務者会議を通じた連携

- ・ 女性相談支援センターは、実務者会議を通じて民間団体と意見交換等を行い支援の連携を図ります。

(子ども福祉課)

#### ■ 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施 【再掲】

- ・ 継続した生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所（シェルター）において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。

(子ども福祉課)

### ■ 当事者の集いや居場所の提供等の促進 【再掲】

- ・ 民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えています。

(子ども福祉課)

- ・ 被害者等が、DV等によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 効果的な周知・啓発に向けた連携

- ・ 男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護に向けた効果的な周知・啓発を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 民間団体等と連携した人材の育成

### ■ 研修会等の実施

- ・ DVに関する研修会等については、女性相談支援センターが行う専門的な研修や関係機関による事例検討会等へ民間団体にも参加を呼びかける等、人材の育成を図ります。

(子ども福祉課)

### ■ 民間女性支援団体の立ち上げや活動拡充への支援

- ・ 柔軟で多様な支援を行う民間団体を育成するため、当事者の集いや居場所の提供等を行う民間団体の立ち上げや活動の拡充等に対し支援を進めていきます。

(子ども福祉課)

**【重点目標 17】 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備****現状と課題**

DV防止法において、県、市町村及び関係機関等は、被害者の保護に携わる職員の職務執行に対して、被害者から苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めることとされています。

これまで、配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援に携わる関係機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申し出に対して、適切かつ迅速な対応に努め被害者の人権の保護を図っています。

今後も、被害者の心身の状況等に十分配慮しながら、適切な対応を行うことが必要です。

**苦情の適切かつ迅速な処理****■ 職務の改善及び被害者等への説明**

- ・ 配偶者暴力相談支援センターや警察等各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)

## 【重点目標 18】 調査研究の推進

### 現状と課題

DVを防止し被害者の保護を図るためには、被害の実態等について分析を行い、被害者の心身の健康回復の方法及び自立に向けた支援などに役立てるための調査研究を行うことが必要です。

また、DVを防止するためには、被害者の保護だけでなく、加害者更生のための調査研究を行うなど、加害者に向けた取り組みも必要です。

### 被害者保護に関する調査

#### ■ 被害者の相談・保護事例の分析

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立っています。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### 加害者更生に向けた調査研究

#### ■ 加害者への対応についての研究

- ・ 加害者対策については、引き続き国等の動向や他都道府県や民間団体等の取組情報を積極的に収集し、加害者に対する効果的な啓発や加害者の更生を促す対策を検討していきます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 5 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

指 標	現況値	目標値
DV 被害について 誰にも相談しなかった割合	54.2% (R2)	30%以下 (R10)
DV についての認識	50%～80%台 (R2)	全て 80%以上 (R10)
支援者向け研修会の理解度	54.5% (R4)	80.0% (R10)
当事者の居場所づくりに 資する取り組みでの満足度	－ % (R4)	80.0% (R10)





# 資 料 編

---

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連携協議会設置要綱
3. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱
4. DV 被害者支援の主な流れ
5. 相談窓口等一覧

# 平成十三年法律第三十一号

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)



第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員

会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対

し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他そ

の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）



第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。  
(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に



対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日  
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関

する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定

# 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱

## 1 設置目的

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関による連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、問題に対する認識を共有化し、相互の緊密な連携を図る。

## 2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者等からの暴力問題に対する理解の促進に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護と自立支援に関する情報交換に関すること。
- (3) 各機関等の連携の促進に関すること。
- (4) 県民に対する啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他必要な事項

## 3 構成

協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- (1) 協議会の会長は、山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官次長が務める。
- (2) 会長に事故あるときは、構成機関のうちから、予め会長が指名する機関の代表がその職務を代理する。

## 4 会議

- (1) 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- (2) 会長が議長となり、会議を総理する。

## 5 実務者会議

必要に応じ個別の協議事項について、構成機関のうち、当該協議事項を所管する機関の実務者による会議（以下「実務者会議」という。）を開催する。

- (1) 実務者会議は、女性相談所長が招集し、必要に応じ構成機関以外の機関の出席を求めることができる。
- (2) 実務者会議は、女性相談所長が議長となり、会議を総理する。

## 6 事務局

協議会の事務局は、男女共同参画・共生社会推進統括官に置く。ただし、実務者会議については、女性相談所が事務局を務める。

## 7 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附則

- この要綱は、平成13年9月10日から適用する。
- この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成16年9月1日から適用する。
- この要綱は、平成18年2月16日から適用する。
- この要綱は、平成18年11月1日から適用する。
- この要綱は、平成19年10月23日から適用する。



この要綱は、平成20年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成21年9月24日から適用する。  
この要綱は、平成22年9月28日から適用する。  
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成26年8月1日から適用する。  
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成30年7月10日から適用する。  
この要綱は、令和元年8月21日から適用する。  
この要綱は、令和2年9月3日から適用する。  
この要綱は、令和3年9月13日から適用する。  
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

## 別表

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会の構成機関

	所 属	備 考
国 機 関	甲府地方・家庭裁判所(オブザーバー) 甲府地方法務局 甲府地方検察庁 山梨労働局	人権擁護課  職業安定課
県 関 係	男女共同参画・共生社会推進統括官 子育て支援局 子ども福祉課 特別支援教育・児童生徒支援課 警察本部少年・女性安全対策課 女性相談所 男女共同参画推進センター 中央児童相談所 都留児童相談所 精神保健福祉センター 中北保健福祉事務所 峡東保健福祉事務所 峡南保健福祉事務所 富士・東部保健福祉事務所	次長 主幹
市	甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市	人権男女参画課 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所 福祉事務所
関 係	(一社) 山梨県医師会 (一社) 山梨県歯科医師会 (公社) 被害者支援センターやまなし (公社) 山梨県看護協会 女性の人権サポートくろーばー	

機 関	日本司法支援センター山梨地方事務所 法テラス山梨 山梨外国人人権ネットワーク・オアシス 山梨県弁護士会 やまなし性暴力被害者サポートセンター	(五十音順)
--------	---	--------

山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画  
庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）策定のため、「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画案の作成に関すること
- (2) その他基本計画の策定に当たって必要と認められること

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に座長を置き、座長は男女共同参画・共生社会推進監をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会が所掌する事務について具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの構成員は、別表2に掲げる者とする。
- 3 ワーキンググループにリーダーを置き、座長がこれを指名する。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 リーダーは、会議の結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 検討委員会及びワーキンググループの庶務は男女共同参画・共生社会推進統括官において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。  
この要綱は平成20年7月7日から適用する。  
この要綱は平成25年4月1日から適用する。  
この要綱は平成30年4月1日から適用する。  
この要綱は令和5年4月1日から適用する。  
この要綱は令和5年7月13日から適用する。

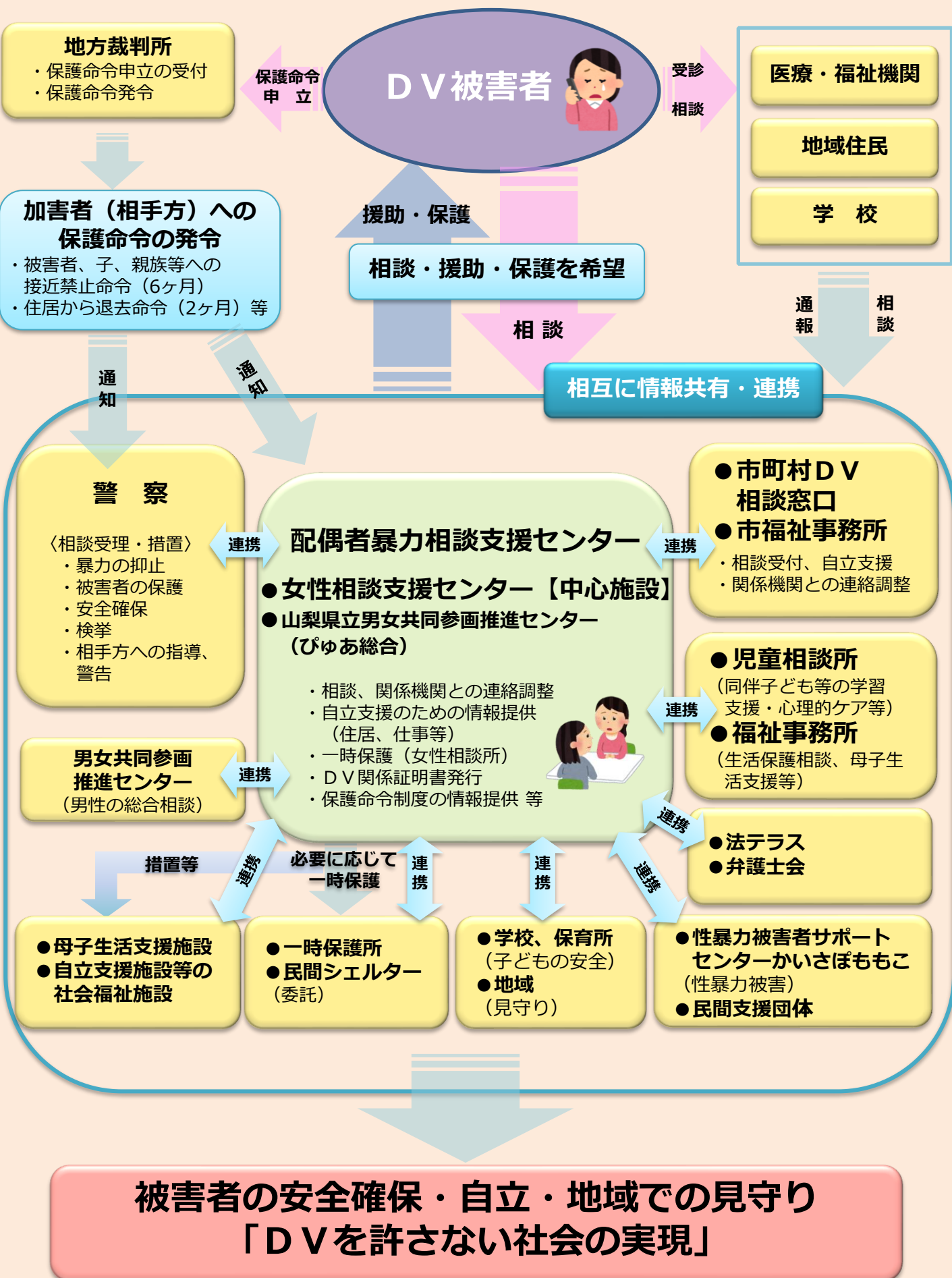
別表1

検討委員
男女共同参画・共生社会推進監 健康長寿推進課長 障害福祉課長 医務課長 健康増進課長 子育て政策課長 子ども福祉課長 労政人材育成課長 建築住宅課長 教育委員会義務教育課長 教育委員会高校教育課長 教育委員会特別支援教育・児童生徒支援課長 警察本部生活安全部少年・女性安全対策課長

別表2

ワーキンググループ構成員
男女共同参画・共生社会推進統括官 健康長寿推進課認知症・地域支援担当 障害福祉課施設支援担当 医務課看護担当 健康増進課心の健康担当 子育て政策課母子保健担当 子ども福祉課家庭福祉担当 労政人材育成課地域雇用担当 労政人材育成課人材育成担当 建築住宅課企画担当 建築住宅課住宅対策室県営住宅管理担当 教育委員会義務教育課教育指導担当 教育委員会高校教育課指導担当 教育委員会特別支援教育・児童生徒支援課児童生徒支援担当 警察本部生活安全部少年・女性安全対策課企画・指導担当

# D V 被害者支援の主な流れ



# 相談窓口等一覧

(R6.1現在)

※相談の受付は、特記のないものは原則として祝日、年末年始を除きます。

※相談時間等、掲載の内容と異なる場合がありますので、詳細は各相談機関等へお問い合わせ下さい。

## ■配偶者等からの暴力(DV)に関する相談

名 称	電話番号	受 付 時 間 等
配偶者暴力相談 支援センター	女性相談支援 センター ※相談、保護、自立支援 など全般に対応します。	055-254-8635 電話相談 平日 9:00~20:00 面接相談 平日 9:00~17:00(要予約)
	男女共同参画推進 センターびゅあ総合 ※相談、各種情報 提供に対応します。	055-237-7830 電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 第2・第4月曜日(休館日)を除く毎日
山梨県警察総合相談室	#9110 または 055-233-9110	24時間受付(土・日・祝日・夜間は 警察本部の当直警察官が対応)
女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	0570-070-810	電話相談・面接相談 平日 8:30~17:15

## ■市町村のDVに関する担当窓口

名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
甲府市人権男女参画課(女性総合相談室)	甲府市相生2-17-1	055-223-1255	
富士吉田市 福祉課	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	
都留市健康子育て課	都留市下谷2516-1	0554-46-5113	
山梨市福祉課	山梨市小原西843	0553-22-1111	(内線1133)
大月市子育て健康課	大月市大月2-6-20	0554-23-1168	
韮崎市こども子育て課	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	(内線176,177,178)
南アルプス市こども家庭相談課	南アルプス市小笠原376	055-282-6049	
北杜市ネウボラ推進課	北杜市高根町箕輪697	0551-42-1401	
甲斐市市民活動支援課	甲斐市篠原2610	055-278-1704	児童虐待が関わらない場合
甲斐市子ども家庭総合支援拠点	甲斐市篠原2610	055-278-1692	児童虐待が関わる場合
笛吹市市民活動支援課	笛吹市石和町市部800	055-262-4138	
上野原市子育て保健課	上野原市上野原3163	0554-62-1199	
甲州市福祉総合支援課	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-33-2203	
中央市福祉課	中央市臼井阿原301-1	055-274-8544	
市川三郷町子育て支援課	西八代郡市川三郷町岩間495	0556-42-8218	
富士川町福祉保健課	南巨摩郡富士川町長澤2374-2	0556-22-7207	
早川町福祉保健課	南巨摩郡早川町高住758	0556-45-2363	
身延町福祉保健課	南巨摩郡身延町切石117-1	0556-20-4611	
南部町福祉保健課	南巨摩郡南部町内船4473-1	0556-64-4836	
昭和町 子育て支援課	中巨摩郡昭和町押越542-2	055-267-5255	
道志村住民健康課	南都留郡道志村6181-1	0554-52-2113	
西桂町福祉保健課	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	
忍野村福祉保健課	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-84-7795	
山中湖村福祉健康課	南都留郡山中湖村山中237-1	0555-62-9976	
鳴沢村福祉保健課	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-3081	
富士河口湖町政策企画課	南都留郡富士河口湖町船津1700	0555-72-1129	
小菅村住民課	北都留郡小菅村4698	0428-87-0111	
丹波山村住民生活課	北都留郡丹波山村890	0428-88-0211	



■警察署 ※ 緊急の場合は110番通報を

名 称	電話番号	名 称	電話番号
甲府警察署	055-232-0110	南部警察署	0556-64-0110
南甲府警察署	055-243-0110	笛吹警察署	055-262-0110
南アルプス警察署	055-282-0110	日下部警察署	0553-22-0110
韮崎警察署	0551-22-0110	富士吉田警察署	0555-22-0110
北杜警察署	0551-32-0110	大月警察署	0554-22-0110
鯉沢警察署	0556-22-0110	上野原警察署	0554-63-0110

■男性の総合相談

名 称	電話番号	受 付 時 間 等
男女共同参画推進センター	055-225-3067	電話相談 毎月第1日曜日 13:00~17:00

■児童虐待等に関する相談

名 称	電話番号	名 称	電話番号
中央児童相談所	055-288-1561	都留児童相談所	0554-45-7838

■県・市福祉事務所等

名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
中北保健福祉事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3443	
峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	
峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145	
富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	
甲府市人権男女参画課(女性総合相談室)	甲府市相生2-17-1	055-223-1255	
富士吉田市 福祉課	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	
都留市健康子育て課	都留市下谷2516-1	0554-46-5113	
山梨市福祉課	山梨市小原西843	0553-22-1111	(内線1133)
大月市子育て健康課	大月市大月2-6-20	0554-23-1168	
韮崎市こども子育て課	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	(内線176,177,178)
南アルプス市こども家庭相談課	南アルプス市小笠原376	055-282-6049	
北杜市ネウボラ推進課	北杜市高根町箕輪697	0551-42-1401	
甲斐市市民活動支援課	甲斐市篠原2610	055-278-1704	児童虐待が関わらない場合
甲斐市子ども家庭総合支援拠点	甲斐市篠原2610	055-278-1692	児童虐待が関わる場合
笛吹市市民活動支援課	笛吹市石和町市部800	055-262-4138	
上野原市子育て保健課	上野原市上野原3163	0554-62-1199	
甲州市福祉総合支援課	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-33-2203	
中央市福祉課	中央市臼井阿原301-1	055-274-8544	

## ■障害者虐待防止に関する相談

※ 特記がない場合は、平日8:30～17:15 平日夜間17:15～翌8:30 土日・祝日 8:30～翌8:30

市町村名	対 応 窓 口	所 在	電話番号	受付時間
甲府市	甲府市障害者虐待防止センター	甲府市丸の内1-18-1	055-237-5240	平日
	甲府市		055-237-1161	夜間・土日祝日
富士吉田市	富士吉田市障害者虐待防止センター	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-24-5294	平日
	富士吉田市			夜間・土日祝日
都留市	都留市 福祉課	都留市下谷2516-1	0554-46-5112	平日
	都留市	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111	夜間・土日祝日
山梨市	山梨市障害者基幹相談支援センター	山梨市小原西843	0559-34-8301	平日
	障害者相談センター ちどり	山梨市小原西649-1	0553-22-1111	夜間・土日祝日
大月市	大月市 福祉介護課	大月市大月2-6-20	0554-23-8031	平日
	大月市		0554-22-2111	夜間・土日祝日
韭崎市	韭崎市役所福祉課障がい福祉担当(基幹相談支援センター)	韭崎市水神1-3-1	0551-22-1111	平日
	韭崎市役所		平日(内線 183・184)	夜間・土日祝日
南アルプス市	南アルプス市障害者虐待防止センター	南アルプス市小笠原376	055-282-6197	平日 水のみ19:00まで 夜間・土日祝日
北杜市	北杜市障害者総合支援センター(かざぐるま)	北杜市長坂町長坂上条2233	0551-42-1411	平日
	北杜市役所	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111	夜間・土日祝日
甲斐市	甲斐市障がい者基幹相談支援センター	甲斐市島上条3163	055-267-7010	平日
	甲斐市 障がい者支援課	甲斐市篠原2610	055-267-7287	夜間・土日祝日
	甲斐市		055-276-2111	
笛吹市	笛吹市障がい者基幹相談支援センター	笛吹市石和町市部800	055-262-1274	平日
	障がい者地域活動支援センター ふえふき	笛吹市春日居町寺本142-1	0553-34-8080	平日
	美咲園福祉支援センター	笛吹市八代町北236	055-265-1850	
	ハーモニー	笛吹市石和町下平井329	055-261-3377	
	ぶどうの里	笛吹市石和町広瀬494-1	055-288-9107	
上野原市	上野原市障害者虐待防止センター	上野原市上野原3163	010-4062-1934	平日
	上野原市 福祉課		0554-62-4133	
	上野原市		0554-62-3111	
甲州市	甲州市 福祉総合支援課	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-0285	平日
	甲州市		0554-62-3111	夜間・土日祝日
中央市	中央市・昭和町障がい者虐待防止センター	中央市臼井阿原301-1	055-274-1100	平日
	中央市 福祉課		055-274-8544	夜間・土日祝日
	中央市		055-274-1111	
峡南圏域	峡南圏域障害者虐待防止センター (市川三郷・早川・身延・南部・富士川共通)	市川三郷町岩間438	080-8865-6566	24時間対応
市川三郷町	市川三郷町 福祉課	市川三郷町市川大門1790-3	055-242-4057	平日
			055-272-1101	夜間・土日祝日
早川町	早川町 福祉保健課	早川町高住758	0556-45-2363	平日
			0556-45-2511	夜間・土日祝日
身延町	身延町 福祉保健課	身延町切石117-1	0556-20-4611	平日
		身延町石切350	0556-42-2111	夜間・土日祝日
南部町	南部町 福祉保健課	南部町内船4473-1	0556-64-4836	平日
		南部町福土28505-2	0556-66-2111	夜間・土日祝日
富士川町	富士川町 福祉保健課	富士川町天神中条1134	0556-22-7207	平日
			0556-22-1111	夜間・土日祝日
昭和町	中央市・昭和町障がい者虐待防止センター	中央市臼井阿原301-1	055-274-1100	平日
	昭和町 福祉課	昭和町押越616	055-275-8784	
	昭和町	昭和町押越542-2	055-275-2111	
道志村	道志村 住民健康課	道志村6181-1	0554-52-2113	平日
			0554-52-2111	夜間・土日祝日
西桂町	西桂町障害者虐待防止センター	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	平日
			0555-25-2121	夜間・土日祝日
忍野村	忍野村 福祉保健課	忍野村忍草1455-1	0555-84-7795	平日
		忍野村忍草1514	0555-84-3111	夜間・土日祝日8:30～17:15
山中湖村	山中湖村 福祉健康課	山中湖村山中237-1	0555-62-9976	平日
			0555-62-1111	夜間 土日祝日8:30～17:15
鳴沢村	鳴沢村 福祉保健課	鳴沢村1575	0555-85-3081	平日
			0555-85-2311	夜間・土日祝日
富士河口湖町	富士河口湖町障害者虐待防止センター	富士河口湖町船津1700	0555-72-6028	平日
			0555-72-1111	夜間・土日祝日
小菅村	小菅村 住民課	小菅村4698	0428-87-0111	24時間対応
丹波山村	丹波山村 住民生活課	丹波山村2450	0428-88-0211	24時間対応
山梨県	山梨県障害者権利擁護センター	甲府市北新1-2-12福祉プラザ1階	055-225-3733	24時間
	山梨県 障害福祉課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1461	平日

## ■高齢者に関する相談

圏域	名称	住所	電話番号
中 北	甲府市東地域包括支援センター	甲府市城東4-13-15	055-233-6421
	甲府市南東地域包括支援センター	甲府市国玉町951-1	055-223-0103
	甲府市西地域包括支援センター	甲府市上石田1-8-20	055-220-7677
	甲府市南西地域包括支援センター	甲府市大里町5315	055-220-2315
	甲府市南地域包括支援センター	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055
	甲府市北東地域包括支援センター	甲府市塚原町359	055-252-3398
	甲府市北西地域包括支援センター	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165
	甲府市中央地域包括支援センター	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	055-225-2345
	甲府市笛南地域包括支援センター	甲府市下向山町910健康の杜センターアネシス内	055-266-4220
	韮崎市地域包括支援センター	韮崎市本町3-6-3	0551-23-4313
	南アルプス市地域包括支援センター	南アルプス市小笠原376	055-282-7339
	南アルプス市北部地域包括支援センター	南アルプス市在家塚1156-1 白根げんき館内	055-288-1440
	北杜市地域包括支援センター	北杜市高根町村山北割3261	0551-42-1336
	甲斐市地域包括支援センター	甲斐市篠原2610	055-278-1689
	中央市地域包括支援センター	中央市臼井阿原301-1	055-274-8558
昭和町地域包括支援センター	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815	
峡 東	山梨市地域包括支援センター	山梨市小原西843	0553-23-0294
	笛吹市北部長寿包括支援センター	笛吹市石和町市部800	055-261-1907
	笛吹市東部長寿包括支援センター	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221
	笛吹市南部長寿包括支援センター	笛吹市八代町南917	055-225-3368
	甲州市地域包括支援センター	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600
峡 南	市川三郷町地域包括支援センター	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106
	富士川町地域包括支援センター	南巨摩郡富士川町天神中條1134	0556-22-4615
	早川町地域包括支援センター	南巨摩郡早川町高住758	0556-45-2363
	身延町地域包括支援センター	南巨摩郡身延町切石117-1中富すこやかセンター内	0556-20-4611
	南部町地域包括支援センター	南巨摩郡南部町内船4473-1	0556-64-4836
富 士 東 部	富士吉田市地域包括支援センター	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111
	富士吉田市地域包括支援センターランチすこやか	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213
	富士吉田市地域包括支援センターランチなごやか	富士吉田市大明見5-21-31	0555-24-7088
	富士吉田市地域包括支援センターランチほがらか	富士吉田市松山1613	0555-24-5334
	富士吉田市地域包括支援センターランチさわやか	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111
	都留市地域包括支援センター	都留市下谷2516-1	0554-46-5114
	大月市地域包括支援センター	大月市大月2-6-20	0554-23-8034
	上野原市地域包括支援センター	上野原市上野原3163	0554-62-3128
	道志村地域包括支援センター	南都留郡道志村6181-1	0554-52-2113
	西桂町地域包括支援センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000
	忍野村地域包括支援センター	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-20-5211
	山中湖村地域包括支援センター	南都留郡山中湖村山中237-1	0555-62-9976
	鳴沢村地域包括支援センター	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-3081
	富士河口湖町地域包括支援センター	南都留郡富士河口湖町船津1700	0555-72-6037
	小菅村地域包括支援センター	北都留郡小菅村4631-1	0428-87-9321
丹波山村地域包括支援センター	北都留郡丹波山村2450	0428-88-0211	

## ■ 自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所 等	電話番号	受付時間等
就労に関すること	<b>職業安定所(ハローワーク)</b> ハローワーク甲府 ※【マザーズサロン併設】	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	平日 8:30~17:15
	ハローワーク富士吉田	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609	
	ハローワーク大月	大月市大月3-2-17	0554-22-8609	
	ハローワーク都留	都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	
	ハローワーク塩山	甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609	
	ハローワーク韮崎 ハローワーク諏訪	韮崎市若宮1-10-41 南巨摩郡富士川町諏沢1215	0551-22-1331 0556-22-8689	
	<b>やまなし・しごと・プラザ</b>	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-233-4510	平日 9:30~18:00 土曜 13:00~17:00
	<b>やまなし・しごと・プラザ サテライト</b>	富士吉田市上吉田2-5-1 富士山駅ビルショッピングセンター Q-STA 3F	0555-72-8803	平日 10:00~18:30 土曜 13:00~17:00
ひとり親家庭の母・父の 就業・自立に関する相談	<b>山梨県母子家庭等 就業・自立支援センター</b>	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子父子福祉センター内	055-252-7014	祝日・年末年始を除く 9:00~16:00
就職相談・職業訓練	<b>就業支援センター</b>	甲府市塩田4-5-28	055-251-3210	平日 9:30~15:30
県営住宅入居に関すること	(甲府市外の団地及び貢川団地) <b>山梨県住宅供給公社</b>	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-237-1656	平日 8:30~18:30 日曜 8:30~17:15
	(貢川団地を除く甲府市内の団地) <b>芙蓉建設株式会社 山梨県営住宅管理センター</b>	山梨県甲府市下飯田3-1-39	055-237-2278	年末年始を除く 8:30~18:00
内職・法律相談	<b>県民生活センター</b>	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-223-1366	平日 8:30~17:00

## ■ その他関連する相談

	名 称	電話番号	受 付 時 間 等
心の悩み	ストレスダイヤル	055-254-8700	平日 9:00~12:00、13:00~16:00 夜間(木曜日) 16:00~20:00
性犯罪110番	山梨県警察 (刑事部捜査第一課)	#8103 または 055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30~17:00 FAX 24時間受付
性暴力被害	やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぼももこ	#8891 または 055-222-5562	平日 9:00~17:00 夜間・土日祝日は国のコールセンターにつながります
犯罪被害者 電話相談	山梨県犯罪被害者等総合支援窓口 (山梨県県民生活安全課)	055-223-4180	平日 8:30~17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	055-228-8622	平日 10:00~16:00
法律に関する相談	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	050-3383-5411	平日 9:00~17:00
訴訟支援に関する 相談	甲府公証役場	055-252-7752	平日 8:30~17:00
	大月公証役場	0554-23-1452	平日 8:30~17:00
交友関係、家庭や 学校でのこと 等	いじめ・不登校ホットライン ※名称が変更する可能性があります	0120-0-78310	24時間365日・通話料無料

## ■ 関連情報HPサイト

- ◇内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)
- ◇山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官 <https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/index.html>
- ◇山梨県子育て支援局子ども福祉課 <https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/index.html>
- ◇山梨県子育て支援局女性相談所 <https://www.pref.yamanashi.jp/josei/index.html>
- ◇山梨県立男女共同参画推進センター <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php>
- ◇やまなし女性の応援サイト <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>
- ◇やまなし子育てネット <http://www.yamanashi-kosodate.net/>